

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第16条第1項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和3年7月8日

仙台市長 郡 和子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 東京都港区芝大門2丁目3-1 常泉ビル6F

氏名 株式会社 ヒーローライフカンパニー 代表取締役 日崎 哲仁

2 開発事業の名称及び目的

名称 太白・茂庭向根太陽光発電所設置事業

目的 太陽光発電所の設置

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市太白区茂庭字向根10-3及び10-1, 10-9の各一部

仙台市太白区茂庭字生出前51-3, 52-1, 52-3, 52-4の各一部

面積 8,883.90 平方メートル

4 意見の内容

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第8条第1項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

よって、条例第17条第1項に規定する書面の提出を要しない。